

岩手県告示第353号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めた。

なお、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、平成27年4月15日から同年5月18日まで関係書類を縦覧に供する。

平成27年4月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 地区名 | 縦覧書類 | 縦覧場所 |
|--------------------------------|-----------------|---------|
| 下矢作地区（越戸内工区、金平工区、小嶋部工区及び大嶋部工区） | 当該決定に係る換地計画書の写し | 陸前高田市役所 |